

平成17年8月30日制定
平成21年7月30日改正
平成25年5月22日改正
平成25年11月7日改正
平成27年5月29日改正
平成29年6月30日改正
平成30年10月26日改正
令和4年3月17日改正

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に係る基準

第1章 総則

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定に基づく許可において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの基準について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この基準における用語の定義は、次に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

1 基準時

法第3章の規定が適用された次の表に掲げる区分の期日をいう。

区 分	期 日
都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽東師村及び旧久世村の区域を含む。）	昭和25年11月23日
旧大枝村の区域	昭和25年12月1日
旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域	昭和32年5月7日

2 適用時

法第43条が改正された建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の施行日（平成11年5月1日）をいう。

3 道路

法第42条に規定する道路をいう。

4 通路

適用時に存在する道で道路以外のものをいう（8に定める特定通路を除く。）。

5 行き止まり通路

通路のうち、その一端のみが道路又は8に定める特定通路に接続しているものをいう。

6 通り抜け通路

通路のうち、両端が道路又は8に定める特定通路に接続しているものをいう。

7 専用の通路

通路のうち、その一端のみが法上の道路に接続し、当該通路のみに接する建築物の敷地が1のものをいう

8 特定通路

京都市建築基準条例（以下「条例」という。）第43条の5の規定により市長が指定したものをいう。

9 兼用住宅

住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）のうち延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

- (1) 令第130条の3第1号から第7号までに定める用途
- (2) 敷地の過半が次の各号に掲げる区域に存するものであって、当該各号に掲げる用途
 - ア 京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例（以下「西陣特工条例」という。）第3条第1項に規定する第一種地区の区域 法別表第2（ぬ）項第2号及び第3号に掲げる用途のうち、西陣特工条例第4条第1項各号に掲げる事業を営む工場（同項ただし書の規定による許可を受けたものを含む。）
 - イ 西陣特工条例第3条第2項に規定する第二種地区の区域 機織を営む工場であって、機織に使用する原動機の出力の合計が2キロワット以下で、かつ、作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの

10 特定用途建築物

次に掲げる建築物をいう。

- (1) 次のいずれかの用途であること。
 - ア 令第130条の3第1号、第6号及び第7号に定める用途。ただし、同条第1号に掲げるものにあつては、不特定の者が利用するものを除く。
 - イ 敷地の過半が次の各号に掲げる区域に存するものであって、当該各号に掲げる用途
 - (ア) 西陣特工条例第3条第1項に規定する第一種地区の区域 法別表第2（ぬ）項第2号及び第3号に掲げる用途のうち、西陣特工条例第4条第1項各号に掲げる事業を営む工場（同項ただし書の規定による許可を受けたものを含む。）
 - (イ) 西陣特工条例第3条第2項に規定する第二種地区の区域 機織を営む工場であつて、機織に使用する原動機の出力の合計が2キロワット以下で、かつ、作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの
 - ウ 住宅でア又はイに掲げる用途を兼ねるもの。ただし、兼用住宅を除く。
- (2) (1)ア及びイに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下であること。ただし、防災上の負荷が小さい建築計画であると市長が認めるものは、75平方メートル以下であること。

11 既存不適格京町家等

法の規定が適用されるに至った際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物をいう。

12 法適合既存建築物

次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。

- (1) 新築時に確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物で、新築後に増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）を行っていないもの。
- (2) 新築時に確認済証の交付を受けた建築物で、その後に増築等を行っていないものであって、新築時点の法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する

ことが確認できること。

- (3) 新築時に確認済証の交付を受けた建築物で、新築後に増築等の工事の着手を行い、当該工事により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に不適合となったものであって、増築等を行った部分を除却すること等により、新築時点（増築等の工事について確認済証及び検査済証の交付を受けている場合等は、当該工事に着手した時点）の法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認できること。
- (4) (3)に準じるものとして市長が認めるもの

第2章 許可基準

(広い空地)

第1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第4項第1号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1から3までのいずれかに該当するものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべてに該当するもの。

(1) 広い空地は、次のア及びイに該当するものとする。

ア 次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 幅員4メートル以上の道路に接していること。

(イ) 空地の通行について土地の管理者又は所有者の許可又は承諾を得たことを証する書面を提出すること。

イ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 公共機関（国、京都府、京都市及び法第18条が準用される公団等をいう。以下同じ。）が管理する公園区域であること。

(イ) 河川法に基づく河川区域であること。

(カ) 寺院又は神社の境内地であること。

(2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当するものとする。

ア (1)に規定する広い空地内に存し、又はこれに2メートル以上接していること。

イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは適用時以前に建築物が存しない敷地（以下「更地」という。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること又は更地に建築する場合は、(3)ア(ア)から(カ)までのいずれかに該当すること。

(3) 建築物は、次のア及びイに該当するものとする。

ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当すること。

(ア) (1)イ(ア)の敷地内の建築物は、公園管理の用に供するものであること。

(イ) (1)イ(イ)の敷地内の建築物は、河川管理の用に供するものであること。

(ウ) 市長が公益上必要と認めた建築物であること。

(エ) 適用時以前の建築物と同じ用途とし、延べ面積は同建築物の延べ面積の1.2倍を超えないこと。

イ 次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 敷地が広い空地内に存する場合は、広い空地が接する道路が存する側に当該道路の2分の1の幅員（当該道路の幅員が8メートル未満である場合は4メートルとする。）を有する道路が敷地に接することにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。ただし、広い空地が(1)イ(ウ)に該当し、かつ、敷地が建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路等に有効に接する場合は、

この限りではない。

- (イ) 敷地が広い空地に接する場合は、広い空地側に幅員4メートルの道路があることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。
- 2 田畑又は山間地における農業用倉庫、林業用倉庫又は市長が公益上必要と認めた建築物で、周辺環境から立地することに支障がないと判断できるもの。
- 3 1又は2と同等であると判断して支障のないもの。

（農道その他これに類する公共の用に供する道）

第2 規則第10条の3第4項第2号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1又は2に該当するものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべてに該当するもの。

(1) 道は、次のア及びイに該当するものとする。

ア 次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 4メートル以上の幅員を連続して有し、道路に接続していること。ただし、更地に建築する場合又は建築物の階数が3の場合は、当該道の両端が道路に接続しているものに限る。

(イ) 道の通行について当該道の管理者の許可又は承諾を得たことを証する書面を提出すること。

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 公共機関が管理する道

(イ) 土地改良法に基づく土地改良区又は農業協同組合が管理する農道

(ウ) 河川管理の用に供する道

(エ) 公共事業により整備された道で、道路法に規定する道路として移管予定のもの

(2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当するものとする。

ア 道に2メートル以上接すること。

イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること又は更地に建築する場合は、敷地面積は120平方メートル以上とすること。

(3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当するものとする。

ア 次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 階数は2以下とし、地階を有しないこと。

(イ) 階数が3の場合は、次のa及びbに該当すること。

a 専用住宅の用途に供する建築物で、地階を有しないこと。

b 準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するものであること。

イ 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。

ウ (1)に掲げる道が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。

2 1と同等であると判断して支障のないもの。

(通路)

第3 規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、次の1から15までのいずれかに該当するものとする。

1 基準時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

(1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。

イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。ただし、通行の安全上支障がないと市長が認めた場合は、この限りではない。

ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。

(ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。

(イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。

(ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。

(エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は基準時通路に限る。）に該当する場合。

(2) 建築物の敷地は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 通路に2メートル以上接していること。

イ 基準時に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの又は法第43条第1項の規定に適合する敷地に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。

(3) 建築物は、次のアからエまでのすべてに該当すること。

ア 専用住宅又は基準時の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、基準時の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（基準時に共同住宅で、かつ、基準時の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。

イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。

ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル以上の通路に面する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が35メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。

エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。

2 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

(1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。

イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。

ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。

(ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。

(イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。

(ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。

(エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。）に該当する場合。

(2) 建築物の敷地は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 通路に2メートル以上接していること。

イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの又は法第43条第1項の規定に適合する敷地に沿う場合にあつては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）とし、後退後の敷地境界線を明示すること。

(3) 建築物は、次のアからエまでのすべてに該当すること。

ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。

イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。

ウ 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が3.5メートル以上の通路に面する建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とすること。当該距離が3.5メートル未満の場合で、当該地が法第22条区域の場合は、準防火地域内の建築物の規定に適合すること。

エ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置まで

の部分)が、道路であることにより適用される法(法第53条第3項を除く。)及び条例の規定に適合すること。

3 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の通り抜け通路(以下本項においては「通路」という。)に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

(1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。

イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。

ウ 申請者は、申立書(様式1)を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。

(ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。

(イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書(公図を含む。)を提出した場合。

(ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面(写真を含む。)等を提出した場合。

(エ) 別表中、区分1、2又は5(ただし、区分5の場合は、昭和46年1月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。)に該当する場合。

(2) 建築物の敷地は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 通路に2メートル以上接していること。

イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地(敷地の一部を含む。)若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

ウ 通路の中心線から水平距離2メートル後退した線(当該通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの又は法第43条第1項の規定に適合する敷地に沿う場合にあっては、当該崖地等の通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線)とし、後退後の敷地境界線を明示すること。

(3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途(条例第3章に規定する特殊建築物(共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。)以外のものに限る。)であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅(適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。)で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。

イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。

ウ 通路(後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分)が、道路であることにより適用される法(法第53条第3項を除く。)及び条例の規定に適合すること。

4 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル以上の行き止まり通路(以下本項においては「通路」という。)に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)か

ら(3)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
 - ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。
 - (ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。
 - (エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。）に該当する場合。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
 - ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。
- (3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
 - ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。
 - イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。
 - ウ 通路が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。

5 適用時において現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に建築物の敷地が接している場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
 - ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。

- (ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。
 - (エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。）に該当する場合。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
- ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること又は更地に建築する場合は、敷地面積は120平方メートル以上とすること。
- (3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。
 - イ 次の(ア)又は(イ)に該当すること。
 - (ア) 階数は2以下とし、地階を有しないこと。
 - (イ) 階数が3の場合は、次のa及びbに該当すること。
 - a 専用住宅で、地階を有しないこと。
 - b 準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するものであること。
 - ウ 通路が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。
- 6 適用時において現に建築物が立ち並んでいる通り抜け通路で、道路に接続する一端から4メートル以上の幅員を連続して有する通路（以下本項においては「通路」という。）部分に建築物の敷地が接し、その先で幅員が4メートル未満となる場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。
- (1) 通路は、次のアからオまでのすべてに該当すること。
- ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。
 - (ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。
 - (エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。）に該

当する場合。

- エ 建築物の階数が3の場合は、次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 幅員が4メートル未満の通路部分においては、当該部分の幅員は2.7メートル以上（当該部分が、道路法による道路、里道又は河川若しくは疏水管理の用に供し公共機関が管理する通路の場合は0.9メートル以上とする。）であること。
 - (イ) 幅員4メートル以上の通路部分は、アスファルト舗装及び側溝が整備されていること。
 - オ 更地に建築する場合は、幅員が4メートル未満の通路部分においては、当該部分の幅員は2.7メートル以上であること。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
- ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること又は更地に建築する場合は、敷地面積は120平方メートル以上とし、次の(ア)又は(イ)に該当すること。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書の写しを提出すること。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出すること（ただし、当該通路において、道路法による道路、里道又は河川若しくは疏水管理の用に供し公共機関が管理する部分が存する場合は、当該部分を除く。）。
- (3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 専用住宅又は適用時以前の建築物と同じ用途（条例第3章に規定する特殊建築物（共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものを除く。）以外のものに限る。）であること。ただし、(2)イで更地を合わせて一敷地とする場合については、専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、かつ、延べ面積は200平方メートル以下であること。
 - イ 次の(ア)又は(イ)に該当すること。
 - (ア) 階数は2以下とし、地階を有しないこと。
 - (イ) 階数が3の場合は、次のaからcまでのすべてに該当すること。
 - a 専用住宅で、地階を有しないこと。
 - b 適用時以前に建築物が存していること。
 - c 準耐火建築物又は耐火建築物であること。
 - ウ 通路が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。
- 7 適用時以前において幅員1.8メートル以上の通り抜け通路（以下本項においては「通路」という。）に、当該通路のみに接する建築物の敷地が1の場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。
- (1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 道路法による道路、里道又は河川若しくは疎水管理の用に供し公共機関が管理する通路であること。

- (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。
 - ウ 敷地境界については、当該通路の反対側の境界線から4メートル後退した線とし、後退後の敷地境界線を明示すること。
- (3) 建築物は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 専用住宅又は共同住宅（適用時以前に共同住宅で、かつ、適用時以前の住戸数以下のものに限る。）で、延べ面積は200平方メートル以下であること。
 - イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。
 - ウ 通路（後退後の通路の境界線から通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分）が、道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。

8 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区内にある別に幅員を指定する農道又は国若しくは京都市が所有する公共の用に供している道（以下「指定農道等」という。）に建築物の敷地が2メートル以上接している場合は、次の(1)から(6)までのすべてに該当するものとする（指定農道等以外の道は、第3の2から7のいずれかの規定による。）。

- (1) 指定農道等は、洛北開拓農業協同組合（清算人）、国又は京都市が所有する公共の用に供している道であること。
- (2) 指定農道等と敷地の境界が確定しており、幅員を確認できる資料を提出すること。
- (3) 指定農道等の中心線から建築物の敷地境界線までの水平距離が、指定農道等の幅員の2分の1以上あり、敷地境界線沿いに側溝が整備されていること又は当該境界線が明示されていること。
- (4) 更地に建築する場合の敷地面積は120平方メートル以上とすること。
- (5) 建築物の用途は当該地の規定によること。なお、共同住宅は、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であること。
- (6) 建築物は、指定農道等が道路であることにより適用される法（法第53条第3項を除く。）及び条例の規定に適合すること。

9 基準時に存在する幅員1.5メートル以上2メートル未満の専用の通路に敷地が接する場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 専用の通路は、次のアからオまでのすべてに該当すること。
 - ア 延長は、20メートル以下であること。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 専用の通路に突き出して建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。
 - エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式2）を提出すること。
 - オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。
- (2) 建築物の敷地は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
 - ア 基準時に建築物が在し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

- イ 専用の通路部分を敷地面積に算入しないこと。
 - ウ 専用の通路に1.5メートル以上接していること。
- (3) 建築物は、次のアからエまでのすべてに該当すること。
- ア 専用住宅（長屋を除く。）であること。
 - イ 階数は2以下とし、地階を有しないこと。
 - ウ 準耐火建築物又は耐火建築物であること。
 - エ 隣接する敷地又は、更地を合わせて一敷地とする場合は、延べ床面積は200平方メートル以下であること。
- 10 基準時において建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の行き止まり通路（以下本項においては「通路」という。）に接する敷地に存する既存不適格京町家等について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(5)までのすべてに該当するものとする。
- (1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。
 - (ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。
 - (エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は基準時通路に限る。）に該当する場合。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
- ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 基準時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。
- (3) 建築物の用途について、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 道路又は特定通路から通路の最も奥までの距離が35メートル未満の通路に面する場合は専用住宅、兼用住宅又は特定用途建築物であること。当該距離が35メートル以上の通路に面する場合は専用住宅又は兼用住宅であること。
 - イ 兼用住宅又は特定用途建築物である場合は、申請者は、誓約書（様式3）を提出すること。
 - ウ 特定用途建築物である場合は、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当した計画であること。
 - (ア) 建築物の想定利用人数が10人程度までであること。
 - (イ) 火災時の避難誘導等の管理体制が整備されていること。
 - (ウ) 出火抑制措置を講じられていること。
- (4) 建築物について、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 防火上の措置について、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当すること。

- (ア) 通路に面する1階の外壁面に設けられた外壁開口部設備が令第109条の2に規定する基準に適合するものであること。ただし、出火抑制措置、火災に対する早期確知対策及び初期消火対策を講じた場合は令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備とすることができる。
 - (イ) 通路に面する2階以上の外壁面に設けられた外壁開口部設備が令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備又は令第109条の2に規定する基準に適合するものであること。
 - (ウ) 通路に面する軒裏が令第108条第2号の規定する基準に適合するものであること又は「建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定に係る包括同意基準」別表第2の3の項に規定する基準に適合するものであること。
 - イ 構造について、次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 構造耐力上主要な部分の劣化部分について健全化を行うこと。
 - (イ) 屋根の軽量化工事をを行うこと。ただし、既に軽量化済の部分を除く。
 - ウ 法第86条の7で制限の緩和を受ける規定を除き、法並びにこれに基づく命令及び条例に適合すること。
- (5) 基準時から本申請までの期間に増築等の工事の着手を行い、当該工事により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に不適合となったものにあつては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合すること。
- ア 増築又は改築 当該増築部分又は改築部分を撤去すること。
 - イ 大規模の修繕又は大規模の模様替 当該行為により、構造耐力上の危険性が増大していることが明らかである場合は、これを復元すること。
 - ウ 移転 令第137条の16に該当すること。

1.1 適用時において建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の通路（以下本項においては「通路」という。）に接している敷地に存する法適合既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 通路は、次のアからウまでのすべてに該当すること。
 - ア 門扉等の通行上支障のある物がないこと。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 申請者は、申立書（様式1）を提出すること。なお、別表に掲げる通路所有形態の区分に応じ、同表に定める通路権利者の同意を得ること。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、通路権利者の同意は要しない。
 - (ア) 通路の所有者、住民相互で通路の維持管理等に関する協定等を締結し、協定書等の写しを提出した場合。
 - (イ) 通路の地目を公衆用道路とし、その内容が確認できる土地登記事項証明書（公図を含む。）を提出した場合。
 - (ウ) 当該申請に伴い、別表に定める関係権利者全員の同意を得て、通路の整備を行い、整備状況が確認できる書面（写真を含む。）等を提出した場合。
 - (エ) 別表中、区分1、2又は5（ただし、区分5の場合は、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。）に該当する場合。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
 - ア 通路に2メートル以上接していること。
 - イ 適用時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は

隣接する敷地（敷地の一部を含む。）若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

- (3) 建築物は、次のア及びイに該当すること。
- ア 専用住宅又は新築時と同じ用途であること。
 - イ 法第86条の7で制限の緩和を受ける規定を除き、法並びにこれに基づく命令及び条例に適合すること。

12 基準時に存在する幅員1.5メートル以上2メートル未満の専用の通路に接している敷地に存する既存不適格京町家等について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(5)までのすべてに該当するものとする。

- (1) 専用の通路は、次のアからオまでのすべてに該当すること。
- ア 延長は、20メートル以下であること。
 - イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。
 - ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。
 - エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書（様式2）を提出すること。
 - オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。
- (2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。
- ア 専用の通路に1.5メートル以上接していること。
 - イ 基準時に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地（敷地の一部を含む。）を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。
- (3) 建築物の用途について、次のアからウまでのすべてに該当すること。
- ア 専用住宅、兼用住宅又は特定用途建築物であること。
 - イ 兼用住宅又は特定用途建築物である場合は、申請者は、誓約書（様式3）を提出すること。
 - ウ 特定用途建築物である場合は、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当した計画であること。
 - (ア) 建築物の想定利用人数が10人程度までであること。
 - (イ) 火災時の避難誘導等の管理体制が整備されていること。
 - (ウ) 出火抑制措置を講じられていること。
- (4) 建築物について、次のア及びイに該当すること。
- ア 構造について、次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 構造耐力上主要な部分の劣化部分について健全化を行うこと。
 - (イ) 屋根の軽量化工事を行うこと。ただし、既に軽量化済の部分を除く。
 - イ 法第86条の7で制限の緩和を受ける規定を除き、法並びにこれに基づく命令及び条例に適合すること。
- (5) 基準時から本申請までの期間に増築等の工事の着手を行い、当該工事により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に不適合となったものにあつては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合すること。
- ア 増築又は改築 当該増築部分又は改築部分を撤去すること。
 - イ 大規模の修繕又は大規模の模様替 当該行為により、構造耐力上の危険性が増大していることが明らかである場合は、これを復元すること。
 - ウ 移転 令第137条の16に該当すること。

1 3 基準時に存在する幅員1.5メートル以上2メートル未満の専用の通路に接している敷地に存する法適合既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものとする。

(1) 専用の通路は、次のアからオまでのすべてに該当すること。

ア 延長は、20メートル以下であること。

イ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。

ウ 専用の通路に通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、門扉等の通行上支障のないものは除く。

エ 申請者は、専用の通路の権利者とともに申立書(様式2)を提出すること。

オ 専用の通路部分に防火対策を講じること。

(2) 建築物の敷地は、次のア及びイに該当すること。

ア 専用の通路に1.5メートル以上接していること。

イ 基準時以前に建築物が存し、当該建築物の敷地と同じ範囲のものであること又は隣接する敷地(敷地の一部を含む。)若しくは更地を当該建築物の敷地と合わせて一敷地としたものであること。

(3) 建築物は、次のア及びイに該当すること。

ア 専用住宅又は新築時と同じ用途であること。

イ 法第86条の7で制限の緩和を受ける規定を除き、法並びにこれに基づく命令及び条例に適合すること。

1 4 建築物の敷地が特定通路に接している場合は、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

(1) 幅員4メートル未満の特定通路に接している場合は、特定通路の中心線から水平距離2メートル後退した線(当該特定通路がその中心線から水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の特定通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線)を敷地境界線とし、後退後の敷地境界線を明示すること。

(2) 建築物は、特定通路(幅員4メートル未満の場合は後退後の特定通路の境界線から特定通路の反対側に水平距離4メートルの位置までの部分)が道路であることにより適用される法及び条例に適合すること。

1 5 1から14までのいずれかと同等であると判断して支障のないもの

第4 この基準において階数を2以下に制限される建築物の高さは10メートル以下とし、かつ、軒(片流れ屋根を設ける場合にあっては、低い方の軒)の高さは7メートル以下とすること。

附 則

この基準は、平成17年9月15日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年2月14日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年5月19日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年5月22日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年11月7日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年6月30日から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この基準は、平成30年10月26日から適用する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認める限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(適用期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認める限り、当分の間、これを使用することができる。

【参 考】

建築基準法施行規則第10条の3第4項（敷地と道路との関係の特例の基準）

法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空を有すること。
- 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接すること。
- 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。

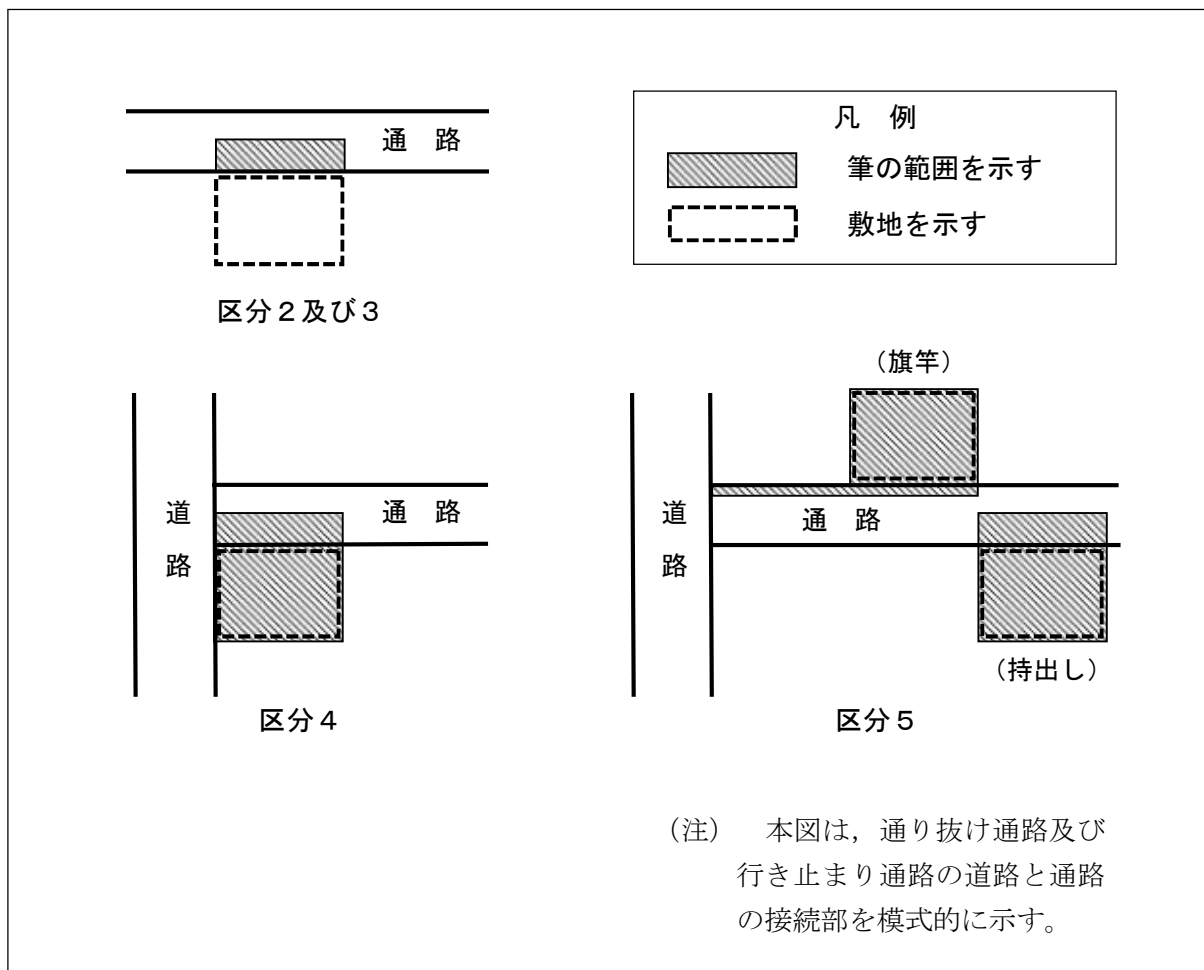
京都市建築基準法施行細則第12条（許可又は認定を受けた後の変更）

建築主又は築造主は、許可等を受けた後に当該許可等の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて許可等を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

別表 通路所有形態の区分

区分	通路所有形態		基準時通路	適用時通路
1	官地等		—	—
2	民地	単独 の筆	共有（二人以上の所有）	—
3			一人の所有（申請者を含む。）	○
4		一体 の筆	始端部権利者	○
5			関係権利者（申請者を含む。）	—
<p>(注1) ○印は、同意が必要</p> <p>(注2) ※印は、同意が必要。ただし、昭和46年12月28日京都府告示第727号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路については、この限りでない。</p> <p>(注3) 通路所有形態は、図-1を参照</p> <p>備考</p> <p>この表における用語は、次による。</p> <p>1 官地等 認定道路や里道等、公共機関が管理する筆をいう。</p> <p>2 単独の筆 通路が敷地と分筆されており、通路単独である筆をいう。</p> <p>3 一体の筆 持出し、旗竿等、通路と敷地が分筆されておらず、一体である筆をいう。</p> <p>4 通路権利者 通路（行き止まり通路にあつては、道路又は特定通路から当該申請に係る敷地が接する最も奥までの区間）の土地の所有者をいう。</p> <p>5 始端部敷地 通路の入口部等で、通路のほかに道路又は特定通路に接している敷地をいう。</p> <p>6 始端部権利者 通路権利者のうち、始端部敷地と通路敷地が分筆されておらず、一体の筆として所有している者をいう。（区分4）</p> <p>7 関係権利者 通路権利者のうち、始端部権利者以外の者をいう。</p> <p>8 基準時通路 基準時に建築物が立ち並んでいる通路をいう。</p> <p>9 適用時通路 適用時に建築物が立ち並んでいる通路をいう。</p>				

図－1 通路所有形態模式



年 月 日

(提出先) 京 都 市 長

申 立 書

下記 1 の申請地において、建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可申請に当たり、許可に係る通路の権利者とともに、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう、現状の通路及び通路からの後退部分を維持管理します。

なお、将来、申請地の土地又は建築物の所有権を移転する場合には、本申立書の内容を遺漏なく継承させます。

以上のほか、通路の維持管理について下記 2 のとおり申し立てます。

記

1 申請地

住 所 京都市 _____ 区 _____

2 申請者の申立事項 (該当するいずれかの□にレ印をしてください。)

- 通路の維持管理に関する協定書 (副本, 写し) を提出します。
- 通路の地目が公衆用道路であることが確認できる土地登記事項証明書 (公図を含む。) を提出します。
- 本申請に伴い、関係権利者全員の同意により通路を整備 (側溝・舗装等) しましたので整備状況報告書 (写真を含む。) を提出します。
- 本建築計画に関して通路権利者の同意を得ています。
├─ 通路権利者の同意書を提出します。
└─ _____ 年度許可第 _____ 号の申立書をもって、同意があったものとみなします。
- 区分 1, 2 又は 5 (ただし、区分 5 の場合は、昭和 4 6 年 1 2 月 2 8 日京都府告示第 7 2 7 号の適用の前に建築物が立ち並んでいる通路に限る。) に該当します。

申請者

住 所 _____

氏 名 (署名) _____ 印

(※) 個人にあつては、押印は不要です。法人にあつては、記名押印をお願いします。

同 意 書

別図に記載する通路のうち、私が所有する土地について、当該通路に接する建築敷地の使用者に対する通行を認めるとともに、現状幅員を維持管理します。また、今後、当該通路に接する建築敷地で建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の申請があった場合においても、当該土地を通路として利用することに支障はありません。

なお、当該通路に関する土地の所有権を移転する場合には、本書面の内容を遺漏なく継承させます。

通路所在地 京都市_____区_____

同意 区分	通路 地番	権利者		
		氏名（署名）	住 所	印
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	
<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5			電話（ — ）	

記載方法等

- 1 別表に掲げる通路所有形態の区分のうち、該当する区分番号の口について、レ印をしてください。
- 2 公図の写し等に通路の位置及び同意を得た範囲を示した別図を添付してください。
- 3 個人にあっては、押印は不要です。法人にあっては、記名押印をお願いします。また印影がはっきりと確認できるよう、押印は鮮明をお願いします。
- 4 記載内容等について権利者に確認させていただきますので、住所、電話番号は正確に記載いただきますよう、お願いします。

年 月 日

(提出先) 京 都 市 長

申 立 書

下記申請地及び通路において、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の申請に当たり、当該通路を交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう、現状を維持管理します。

また、通路は他の建築物の敷地として使用しません。

なお、将来、申請地、通路又は許可を受けた建築物の所有権を移転する場合には、本申立書の内容を遺漏なく継承させます。

記

申請地

住 所 京都市 _____ 区 _____

申請者

住 所 _____

氏 名 (署名) _____ 印

通路の権利者 (申請者と同じ場合は省略)

住 所 _____

氏 名 (署名) _____ 印

(電話 _____)

(※) 個人にあつては、押印は不要です。法人にあつては、記名押印をお願いします。

年 月 日

(提出先) 京都市長

誓 約 書

下記1の申請地において、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請に当たり、許可を受けた後の建築物の使用に関して、下記2の事項について順守することを誓約します。

また、将来、申請地の土地又は建築物の所有権を移転する場合には、本誓約事項を遺漏なく継承し、又は当該建築物を他の者に貸し出す場合には、その者に本誓約事項を遵守させます。

記

1 申請地

住 所 京都市 _____ 区 _____

2 申請者の誓約事項 (内容を確認のうえ、すべての□にレ印をしてください。)

- 消火設備の動作確認及び避難経路の安全点検は日常的に行います。
- 通路での商品陳列や施設利用者の待機等、通行や避難の安全上支障となる行為は行いません。
- これら避難安全への日常的な取組及び管理運営の徹底により、火災時における迅速な初期消火及び施設利用者の避難誘導を確実に実施します。

申請者

住 所 _____

氏 名 (署名) _____ 印

(※) 個人にあつては、押印は不要です。法人にあつては、記名押印をお願いします。